

一九世紀末フランスの犯罪学における「社会」

波多野

敏

目次

はじめに

第一章 フランスにおける犯罪人類学研究

第一節 遺伝と環境

第二節 犯罪人類学と社会

第二章 犯罪学と変質論

第一節 変質論とロンブローゾ批判

第二節 変質と犯罪

第三章 タルドの犯罪学における社会

第一節 犯罪と社会

第二節 犯罪者と社会

第三節 責任論と社会

むすび

はじめに

近代刑法学や刑事政策の歴史を考えるときには、旧派・古典派から新派・近代派へという流れの中で考えられるが、この近代派刑法学の形成にあたって大きな役割を果たしたのが、一方で、ロンブローネを中心とするイタリア学派であり、他方で、ラカサニュやタルドを中心とするフランス学派である。犯罪の原因について、生物学的遺伝的要因を強調するイタリア学派に対し、フランス学派は社会学的環境的要因を重視し、一九世紀末から二〇世紀の初めにかけて犯罪人類学会などを舞台として両者は激しい論戦を繰り広げた。一方の旗頭たるロンブローネは、時に犯罪者に史上初めて焦点を当てて考察をした人物として位置づけられ、あるいは、伝統的な古典派的刑法理論に基づいた刑事政策が、犯罪の増加、とりわけ再犯や少年犯罪の増加といった現象に直面しながら、効果的な対策が打てないでいるときに、従来の発想とは根本的に異なった独創的な発想によって実証主義犯罪学の基礎を築いた人物として描かれる。ロンブローネのものとされる生来性犯罪人学説では、犯罪者は一定の身体的特徴を持つ人種的な変種であると把握され、隔世遺伝によつて現代によりがえつた猿人的な存在が犯罪を犯すべくこの世に生を受けたのだと考えられる。ロンブローネは、犯罪の原因を犯罪者の生物学的遺伝的要因に求め、刑法学や刑事政策の関心を犯罪行為から犯罪者へと移動させ、近代派刑法学へとつながる地平を開くのに強力な触媒となり、彼のま

わりには、エンリコ・フェリやラファエル・ガロファロといった若い医師や法律家が集まり、新しい犯罪人類学派を形成していく。これにたいして、ラカサーニュやタルドを中心としたフランス学派は、犯罪の原因は社会環境にあるとして、生来性犯罪人学説を批判し、さらにこの社会学的決定論により、生来性犯罪人学説の宿命論的な面を克服し、広範な社会的介入によって犯罪と戦うことを可能にし、医師のみならず法律家などからも広範な支持を受けたとされる。そして、フランス学派との論戦を通じてロンブローゾも徐々に社会学的要素を自らの学説の中にも取り入れるようになり、ロンブローゾの死後、イギリスのゴーリングの研究によつて「生来性犯罪人」というロンブローゾの学説は実証的な追試に耐えられないものとして否定され、他方で、フェリーやリスト、プリンスといった人物によつて生物学的要素、社会学的要素が総合され近代派刑法学が確立してゆくと考えられている。

以上のような一般的な理解の中では、イタリア学派⁽¹⁾遺伝的決定論、フランス学派⁽²⁾社会的決定論というイメージが大きな位置を占めているが、こうしたイメージは必ずしも両派の姿を正確に反映するものではないといふ指摘もある。例えば、レンヌヴィルの研究ではこうしたイメージが形成されるに際して『犯罪人類学雑誌』における第一回犯罪人類学会の紹介の中でラカサーニュの発言記録が果たした役割に注目している。⁽¹⁾ ラカサーニュの編集する『犯罪人類学雑誌』では、一八八五年のローマの犯罪人類学会の様子が紹介されているが、ここで、セルジの報告に対する批判をイタリア学派全体に広げて、「隔世遺伝があるということは、ロンブローゾとその学派によつて指摘はされる。しかし、それにたいしては何も出来ない、一種の消しがたい欠陥、憂うべき原罪であるということになる。学者は身体を測定し様々な角度や指標を書き留める。しかし、立法者や政治家は腕を組んで、この異形の者を収容する監獄や精神病院を建てるこことしか出来ないのである。遠い祖先からの避けがたい影響が存在し、それから

は逃げることも出来ず、クロマニヨン人や新石器時代の野蛮人が亡靈のように突然侵入してくるのを覚悟しておかなければならぬのだ」と、論じる。⁽²⁾ 以上のような「イタリア学派」の規定に統いて、現在も「フランス学派」の特徴を示すとしてしばしば引用されるラカサーニュの発言が記録される。「重要なのは社会環境である。最新の理論を利用して比喩的な表現をさせてもらえば、社会環境は犯罪の培養地である。病原菌は犯罪者であり、これを成長させる肉汁を見つけるまではなんの重要性もない一要素に過ぎない。・・・社会にはそれぞれにふさわしい犯罪者がいるのである」と。⁽³⁾ ここでラカサーニュは、遺伝的要因を強調するなイタリア学派の理論を、運命論的な諦念にしかつながらないものだとして退ける一方で、「社会環境」の重要性を強調し、この「社会環境」に働きかけることで犯罪対策が可能になるのだと述べ、これこそがラカサーニュらフランス学派の立場であるというのである。現在でもこのラカサーニュの発言はフランス学派の性格をあらわすものとしてしばしば引用されるし、加えて、この発言に対して犯罪者型の人間は科学的に証明された事実であるというフィオレッティの断言が反論として提出されたことによってイタリア学派とフランス学派の対立が強調されることもある。⁽⁴⁾ イタリア学派を極端な生物学的決定論を基礎にした法的政治的介入の余地のない考え方であるとし、他方でフランス学派を社会学的決定論を基礎とした広範な法的政治的介入を可能にする考え方であると性格づけるのに、ラカサーニュの発言が後に大きな影響を及ぼしたことは十分考えられるが、『犯罪人類学雑誌』のラカサーニュの発言とそれに対するイタリア学派からの反論についての扱いはいささか公平を欠く感もあるし、ラカサーニュの両学派の規定には相当な誇張と單純化が含まれていることは否定できない。⁽⁵⁾

こうしたイメージに対し、近年の研究ではイタリア学派とフランス学派の対立点よりもむしろ共通点に着目し、あるいは少なくとも生物学的要因対社会学的要因という図式の不十分さを指摘するものが目に付く。レンヌヴィル⁽⁶⁾

の研究でも、「一方で生物学的因果関係、他方で社会学的因果関係という、はつきりと区別された二つの領域を分けることはこの時代の論争の複雑さ、そしてそのオリジナリティーを十分には説明していない」と指摘される。⁽⁷⁾また、ルース・ハリスは「ロンブローヴの犯罪人類学と同様、フランスの議論もまた、広範な危険な個人を政治的、経済的、さらには物理的に排除する合法的手段に関する世俗的で「実証的」基準を提供しようとした」と述べたうえで、「フランスとイタリアの理論家の関心が似通っていることを考えれば、一八八五年と一八八九年の国際学会でおこされた耳障りな対立は驚くべきかもしれない」と述べている⁽⁸⁾。また、こうした論争の背景として、とりわけフランス学派の理論的支柱として変質論の果たした役割に注目するのがナイの研究である。ナイは「生来性犯罪人に関する論争の始めから、変質論は、ロンブローヴの隔世遺伝による犯罪者と、意思主義的な形而上学者や法律家の抽象化された自由な人間との中間的な場を占める可能性を持つていた」とする。変質という症状は病理的環境によつて動き始める。形態学的徵候を伴う生物学的原因は、犯罪の直近の原因ともされるが、この生物学的原因は同時に遠い社会環境の所産としても説明され、この環境を改善することによつて犯罪に対処する可能性が提供される。また変質は徐々に進行していくために自律的な意思は失われておらず、変質が最後の段階まで進行していなければ刑事責任は問うことができるという理論化が可能である。フランス学派で医師以外の論者にも身体的精神的な性質をもつともらしく説明できた変質論はロンブローヴの隔世遺伝論に代わる理論的な基盤を提供することができたのである。⁽⁹⁾しかし変質論は、医学的起源の概念であり、法律家にとっては必ずしも望ましくない帰結をももたらしたとナイは考える。つまり、犯罪行動は徹底的に精神医学化され、精神病者と犯罪者の境界の決定はますます困難になり、犯罪と遺伝との関連が強調されるようになり、やはり介入の余地の無い宿命論的な悲観主義が力を得てくるようになることもナイは指摘している⁽¹⁰⁾。

生物学的遺伝的決定論として規定されるイタリア学派にとつても社会学的要素は必ずしも無縁ではない。ロンブローヴの周りでイタリア学派の中心として活躍したフェリやガロファロがそれぞれ一八八一年に『犯罪社会学』⁽¹¹⁾、一八八五年に『犯罪学』⁽¹²⁾を著しているが、こうした著作を一瞥すれば、イタリア学派の関心がもっぱら犯罪者の生物学的要因のみに集中していたわけではなく、社会学的要因にも一定の関心が寄せられていることは容易に見て取れる。あるいはまた、犯罪者への関心という点で、こうした新しい地平を開いたのは、一人ロンブローヴの独創のみによるものであるとは言い難いし、またロンブローヴが犯罪者に焦点をあてた史上最初の人間であるというわけでもない。ロンブローヴ自身、自分の学説の先行者として何人かの名前を挙げているが、ロンブローヴの学説と一九世紀初頭に活躍した骨相学者ガル、変質論で知られる精神医学者モレルやあるいはイギリスの医師モーズレーなどとの関連を見いだすことは困難ではない。⁽¹³⁾ここにはフランス学派に大きな影響を与えたとされる変質論の提唱者モレルなども含まれ、系譜的にもロンブローヴとフランス学派の基礎となっている学説は共通のものであると言いうる。また主流たりえているかどうかは別として、フランスでも、精神科医の集まる心理医学会でユジエース・ダリーはすでに一八六〇年代に実証主義犯罪学につながるような議論を展開しているし、裁判実務や刑務所改革の場面を通じても犯罪者への関心が無かつたわけではない。⁽¹⁴⁾以上のようなことを考えただけでも、イタリア学派とフランス学派との対立を生物学的決定論対社会学的決定論として整理してしまることは、やはり極めて単純化された見方であると言うことはできそうである。しかし、イタリア学派とフランス学派の間に相当程度の共通性があるとすると、なぜこの二つの学派が激しい論戦を交わすことになったのか、なぜ生来生犯罪人学説がかくも激しい批判にさらされたのかという疑問は改めて生じてくる。

フランス学派のナショナリズムやロンブローヴらのパーソナリティーといった点にこうした対立の原因を求める

ことでもできるかもしないし、あるいは生来性犯罪人学説の実証性の欠如という解答も一つの解答たりうるであろう。さらには、生来性犯罪人などといふものを考えることが荒唐無稽であり、法律家の人権感覚とも相いれないものであるということも言えるかもしない。しかし、本稿で注目したいのは、フランス犯罪学における社会的なものの基本的な役割である。この点に関して手がかりとなるのはバスキーノの研究である。^[17]バスキーノの研究は、フランス犯罪学に限らず、フェリヤリスト、プリンスら当時のヨーロッパ各国の犯罪学全体に目配りをした研究であるが、バスキーノは、一八七〇年代から一八八〇年代にかけて古い刑事システムの合理性の基本的要素は決定的に崩れはじめる^[18]と考える。そして、「社会防衛」というテーマが新しい刑法理論のスローガンになり、新しい刑事システムの合理性の要となるとしている。^[19]まず第一に、責任という問題の軸は、古典派的な理性や善惡の計算ではなく、社会生活に適応しているか否かという問題になつっていく。第二に「社会防衛」の問題である。「社会防衛」と言う観点自体は新しいものではないが、古典派で中心的な場を占めていた「威嚇」は「機会性犯罪者」に対するものとしてその重要性は大きく減じ、それに代わって「眞の犯罪者」に対する社会の防衛、この犯罪者の「無害化」が中心となり、犯罪を生み出す基盤としての社会を予防的な観点から浄化する広範な介入の領域が生じることになる。そして、ここで防衛されるべき社会は、古典派的な契約社会ではなく、さまざまな紛争や利害の複合体としての社会が、新たな原理としてあらわれてくる。社会は自然的なものではなく歴史的なものとなり、社会について語ることを可能にする理論的基盤はもはや法ではなく歴史社会学である。それぞれの社会は歴史的な空間と時間の中でそれぞれに固有の法的権利を生み出しており、また同時に固有の犯罪者と犯罪者に対する方策を生み出していく。したがつて、法的な権利によって社会を基礎づける可能性はもはやあり得ない。新しい社会的秩序にとっては、法によって社会が基礎付けられるのではなく、社会が、処罰する権利の源泉であり、すべての権利、すべての法、

すべての犯罪性の源泉となつてゐるのである。そして新しい合理性の第三の要素として犯罪者という形姿があらわれてくる。この犯罪者という形姿の周りに刑法理論は特殊な知を構成してゆくわけだが、この特殊な人類学は社会についての一般的知識たる社会学に隣り合つた場を前提にしてゐるとして、「犯罪についての科学は基本的に社会についての科学である」というルーシェ＝キルヒハイマーの言葉が引用される。ここで、注目すべき点は、この新たな刑事システムの合理性の要素それぞれで「社会」が極めて重要な役割を果たしているという点である。犯罪学との関連ではもっぱら犯罪原因論として社会環境が議論されるが、パスキーノの整理では、原因論に限らず、そもそも刑法理論の基礎に「社会」が据えられ、責任論、犯罪者論においても「社会」が重要な役割を果たしていることが指摘される。

以下本稿においては、一九世紀末のフランス犯罪学において「社会」的なものにどのような位置づけが与えられており、いかなる理論的な役割を果たしているかを見てゆきたい。まず、第一章ではブローカの系統につながるパリ人類学会の研究者が、ロンブローザからの刺激も受けつつ一八七〇年代末から一八八〇年台にかけて犯罪者の頭蓋学的な研究をいくつか発表しているが、こうした研究を一瞥し、特に一八八九年の犯罪人類学会ではロンブローザ批判の急先鋒となつたマヌーヴリエの犯罪学における「社会」的なものの役割を見ておきたい。第二章では、ナインなどが注目する変質論の果たした役割を中心に精神医学からの犯罪学的研究における「社会」的なものの性格を検討し、世紀末の犯罪学における「社会」の基本的位置づけを確認し、さらに第三章でフランス学派の中心で、社会学的観点から詳細かつ体系的に犯罪学を開いたガブリエル・タルドの犯罪学の中で、犯罪論、犯罪者論、責任論において「社会」がいかなる位置づけを与えられているかを検討する。この間、生来性犯罪人学説が、一種の狂言回しの役としてしばしば言及されることになるが、ここで言及される生来性犯罪人学説はあくまでもフランスの

論者が見た生来性犯罪人学説でありイタリア学派である。イタリア学派が実際いかなるものであるか、その中で生来性犯罪人学説がどのような位置を占めているかなどについて論じるいとはいでの課題ではなしし、またこれは筆者の能力を超える課題でもある。²³⁾ 本稿の課題は、フランスの犯罪学において、従来もっぱら犯罪原因論との関連で考えられてきた「社会」的なものの役割を再検討するものである。

注

- (1) cf. Marc RENNEVILLE, *La médecine du crime : Essai sur l'émergence d'un regard médical sur la criminalité en France (1785-1885)*, 2 vols., Presses universitaires du Septentrion, 1997, pp.697-700.

- (2) "Le congrès d'anthropologie criminelle de Rome," *Archives de l'anthropologie criminelle et des sciences pénales*, tome 1, 1886, pp.181-182.

Ibid., 182-183.

- (4) cf. Pierre Darton, *Médecins et assassins à la Belle Epoque : La médicalisation du crime*, Seuil, Paris, 1989, p.91 (スルーニ・タルウハ、鈴木秀治訳『医者と殺人者 ロンブローネ「生来性犯罪者伝説」新訳編』一九九一、一〇〇頁); Robert BADINTER, *La prison républicaine (1871-1914)*, Fayard, 1992, p.209; Robert A. NYE, *Crime, Madness, & Politics in Modern France : The Medical Concept of National Decline*, Princeton University Pr., Princeton, 1984, p.104.

- (5) ローマの犯罪人類学会のプログラムでも実践的な犯罪対策に関する問題は大きな位置を占めており、少なくともイタリア学派のところは、イタリア学派の方が運命論的な諦念にしかつながらないと判断はやはり誇張があると言へりむになるだら。また、ラカサー²⁴⁾の発言に対し『犯罪人類学雑誌』では、ロンブローネから「激しい反発」があり、フィオレッテ

イの「スピリチュアルな抗議」があつたと伝えられる。レンヌヴィルは、フィオレッティの発言は「もし社会環境がすべてであるとしたら、同じ社会環境の中で全員が犯罪者にならないのはなぜか」という、ある意味ではラカサーニュの弱点を的確に突くものであったと言う。また、同じくレンヌヴィルの伝えるロンブローヴの発言は、おおむね次のようなものである。すなわち、ラカサーニュは環境の影響を否定するとしてロンブローヴを批判するが、この学会のプログラム 자체がこうした影響について考察するとの必要性を認めている証拠となるし、まだまだ社会的な影響や、環境に働きかける「刑罰代替策」についても議論をしてくる。ロンブローヴに向けられた批判は、頭頂骨の犯罪者、後頭骨の犯罪者、前頭骨の犯罪者の存在を考えているラカサーニュ自身に当てはまるものではないか、純粹に頭蓋学的影響のみを誇張するようないとに対する外批判する必要を感じながら、よりいた厳しくがまんたく根拠の無い批判ではなく（RENNEVILLE, *La médecine du crime*, op.cit., p.698）。

- (6) cf. Marc RENNEVILLE, *La médecine du crime*, op.cit., ch.14.; NYE, *Crime, Madness, & Politics in Modern France*, op.cit., ch.5.; Ruth HARRIS, *Murders and Madness : Medicine, Law and Society in the fin de siècle*, Oxford University Press, 1989, ch.3 (ルース・ハリス『殺人と狂氣 世紀末の医学、法・社会』みずが書房、一九九七年、第三章); Pierre Darton, *Médecins et assassins à la Belle Epoque*, op.cit., ch.2 (前掲訳書、第一章); 恒光徹「一九世紀ヨーロッパにおける犯罪学の誕生と展開」『岡山大学法學會雑誌』第三十八卷第110号（通巻114号）、一九八八、五一九・五六〔頁；重田園江「正しく測るにはどうぞ？」『現代思想』118卷100号、11000、特に1118・11110頁などを参照。
- (7) cf. Marc RENNEVILLE, *La médecine du crime*, op.cit., p.678.
- (8) cf. Ruth HARRIS, *Murders and Madness*, op.cit., p.83 (前掲訳書、八七頁)。
- (9) cf. NYE, *Crime, Madness, & Politics in Modern France*, op.cit., pp.124-125.
- (10) cf. NYE, *Crime, Madness, & Politics in Modern France*, op.cit., pp.128-130.

一九世紀末フランスの犯罪学における「社会」（波多野）

- (11) 本稿で参照したのは次のフランス語版である。Henri FERRI, *La sociologie criminelle*, traduction de l'auteur sur la troisième édition italienne, Paris, 1893.
- (12) 本稿で参照したのは次の英語版である。Raffaele GAROFALO, *Criminology*, Translated by Rovert Wyndess MILLAR, Boston, 1914.
- (13) Cesare LOMBROSO, "Über den Ursprung, das Wesen und die Bestrebung der neuen anthropologisch-kriminalistischen Schule in Italien," *Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft*, 1. Bd., 1881, pp.109-111.
- (14) cf. Robert BADINTER, *La prison républicaine*, op.cit., pp.199-201; Pierre Damron, *Médecins et assassins à la Belle Epoque*, op.cit., pp.38-42 (前掲訳書、四七 - 五二頁)
- (15) E. DALLY, "Considérations sur les criminels et sur les aliénés criminels au point de vue de la responsabilité," *Annales médico-psychologiques*, 4e série, t.2, 1863, pp.260-295. ジュダリーの議論については波多野敏「医学と犯罪—心理医学論における「部分的責任」をめぐる議論（一八六三 - 一八六四）」京都学園法学一九九六年二号（通巻第一一一号）・七五 - 八二頁でも紹介している。
- (16) 一九世紀前半のモノマリーが説く精神鑑定に関連して、犯罪者の性質などについて裁判の場で論じられてこないまことにして、波多野敏「モノマリーと刑事責任—一九世紀前半のフランスにおける刑法と医学（一）（II・完）」『京都学園法学』一九四四年一号、一一号を、また別の点に加えて刑務所改革などの場からも犯罪者への関心が生じてこなれどこで、簡単に触れたものとして波多野敏「フランス近代刑法学の流れ」（竹下賢、平野敏彦、角田猛之編『ユーラク法思想 羅針盤としての歴史』法律文化社、一九〇〇年、一四七 - 一九八頁）を参照。
- (17) cf. Pasquale PASQUINO, "Criminology : The Birth of Special Knowledge," Graham BURCHELL, Colin GORDON & Peter MILLER (ed.), *The Foucault Effect : Studies in Governmentality*, The University of Chicago Press, Chicago, 1991, pp.235-250.
- (18) cf. Ibid., p.240.

(19) cf. Ibid., pp.241-245.

- (20) ロンブローネイタリア学派の理論に関する研究としては、清水裕樹「『生来性犯罪者』の誕生—近代刑事法学史研究序説」『法学政治学論究』三五号、一九九七年、四〇九・四五四頁；清水裕樹「イタリア犯罪人類学派による生来性犯罪者の事例研究に関する歴史的考察」『法学政治学論究』四四号、二〇〇〇年、一二九・一七四頁がある。

第一章 フランスにおける犯罪人類学研究

第一節 遺伝と環境

フランスの人類学会ではこの時期、ロンブローネの『犯罪者論』⁽¹⁾の影響もあり、ブローカ以下、何人かの研究者によって、犯罪者の頭蓋骨や脳に関する研究が次々と発表されている。この中で、ボルディエの研究は、三六人の殺人犯の頭蓋骨を基にした研究であるが、これは二部に分けられ、第一部は人類学的性質、第二部が病理学的性質がテーマとなつており、さらに一四個の頭蓋骨について個別の監察結果が付け加えられている。この研究では、頭蓋骨の計測データだけでなく、『裁判新報』の記事を検討し、法的資料と人類学的資料を突き合わせることで、より明確な説明を行おうとしている。⁽²⁾第一部の人類学的研究では、頭蓋骨の容積、周囲の長さ、頭蓋骨の形状などが検討され、平均的な殺人犯の知性は著しく劣っていると結論付けられ、さらに「ここで研究された殺人犯は、先史時代の人種固有の特徴で、現在の人種にはない特徴を持つており、それは一種の隔世遺伝に由来する」と論じてい

る。犯罪者は「時代錯誤的な存在、文明社会における野蛮人であり、一種の怪物であり、長い間一定の仕事に向いた家畜として飼いならされてきた親から、最初の祖先が持っていた馴しがたい野生の性質を持った動物が、唐突に生まれてくるようなものである。⁽³⁾」しかし、ボルディエの研究はこの人類学的側面だけに終始するわけではなく、後天的な原因によつて犯罪者となつていく「病理学的」pathologiqueな側面の検討が行われる。第二部では、必ずしも病理であるといえない「異常」anormalな頭蓋骨と明らかに病理的だと言える頭蓋骨を区別して議論が進められる。⁽⁴⁾「異常」を含めると三六の頭蓋骨のうち、三三の頭蓋骨に何らかの正常でない部分が観察されることになる。⁽⁵⁾その後、縫合部の病変などの「病理」が検討された後、「ここまで論じてきた病理学の部において、我々は隔世遺伝のみならず、病的な原因によつて犯罪者が作られることを示した。つまり人は犯罪者になることができる⁽⁶⁾」と結論付けられる。

この後、ボルディエは、個々の犯罪者の頭蓋骨を論じてゆくが、先天的な素質と後天的な病理という二つの側面は、ほとんどのケースで一人の犯罪者の中に同時に認められる要素となつていて⁽⁷⁾。そして、ボルディエは次のように結論づける。研究対象となつたすべての犯罪者において、多かれ少なかれ、隔世遺伝と病理的作用が見られ、また、多くのケースで遺伝的影響が見られる。職業的犯罪者においては、出生前の進化に由来するあるいは出生後の病理の進展に由来する脳の奇形が確認できることが非常に多い、さらに、社会環境や家族の環境、悪しき模範、一種の伝染、まつとうな教育の欠如などなど脳の矯正が行われないことで、こうした奇形の進展のプロセスが遅らされたり促進されたりする、と。⁽⁸⁾最後に、ボルディエは、犯罪の原因を先天的な素質と後天的な環境との組み合わせに求め、こうした研究から導き出される実践的な帰結に触れる。つまり、遺伝の影響は明白であり、先祖の中枢神経系の病的現象に特に注意すべきこと、そして、子供の教育、つまり犯罪者の大部分は文字が読めず知性に関する

器官が劣っているので、論理的抽象的な思考能力を発達させる教育を行うことで、人が犯罪者になることを防ぐことができ、さらに病理的な障害、頭蓋骨の形態学的異常につながるような病気を、医学的薬学的治療によって、できれば子供のうちに治療することが必要だと言うのである。そして、社会は、病気であろうと無からうと、責任があろうと無からうと、犯罪者から守られる権利と義務があるのだと述べて論を閉じている。⁽⁹⁾

ボルディエの研究は、ロンブローデとは逆に犯罪者の頭蓋骨は一般人より大きいとするなど、全面的にロンブローデを支持しているわけではないが、犯罪者は隔世遺伝によつて現代に生まれ出た野蛮人であるとする点でロンブローデの議論と大きく重なり合つている。個別の頭蓋骨の研究においても、多くの事例で遺伝など先天的な性質と出生後の病理とが作用しあつて犯罪に至つてることが示されているが、なかには、例えば一七歳の自分の娘に暴行を働き殺したとされるマンセルという人物については、「隔世遺伝」とのみ規定され、頭蓋の形態も先史時代からメロヴィング朝時代の人間に似ており、後天的な病理については言及が無いなど、ロンブローデの言う生来性犯罪人の一例として考えてもおかしくないような事例をあげている。⁽¹⁰⁾しかし、少年期の適切な教育などによつて犯罪への素質を持つて生まれた人間を矯正する可能性もまた捨ててはおらず、後天的な環境の与える影響も認められている。犯罪者について考えていくときに先天的な要素と後天的な要素の両面から考えてゆくということは、ボルディエの研究など一八七〇年代末から一八八〇年代初めにかけてのフランス人類学会での犯罪者に関する人類学的研究に共通して見て取ることができる。⁽¹¹⁾

ボルディエの研究の後、続々と発表された研究報告のうち、一八八二年一二月のパリ人類学会例会でのオルシャンスキイの報告の際、ユジエーヌ・ダリは、一連の研究の「方法」に関しての疑問をぶつけている。ダリの疑問は、まず第一に、法的に殺人と言つても色々な種類があり、これを一括して研究することの問題性と、第二に、犯罪者

一九世紀末フランスの犯罪学における「社会」（波多野）

研究では、頭蓋骨の異常が指摘されるが、そもそも完全な頭蓋骨というのはほとんど存在しないものであり、犯罪者の頭蓋骨の異常を指摘するには犯罪者ではない人間の頭蓋骨との比較研究が必要ではないかという問題の提起で
あつた。^[12]この質問は、「殺人犯の頭蓋の研究の有用性を完全に否定する」^[13]ものと取られ、「ダリ氏は人は犯罪者として生まれることはない」と主張する^[14]とか「殺人犯は正常な人間の頭蓋骨と区別しうる骨相学的特徴として何も特殊なものを示していない」^[15]という意見だと誤解されたところもあり、様々な反応を引き起こしたが、その中でも生物学的条件と社会学的条件によって犯罪が引き起こされるという点を否定しようとする者はいない。ダリーは、殺人に導くのは生得的条件だけではなく、社会的状況と組み合わされた条件であると述べ、マヌーヴリエも殺人が行われるのは多様かつ複雑な影響の下に行われるが、その一つに犯罪者の生得的な要因を数えるようとする。^[16]また、オルシヤンスキイも、殺人は偶然的な原因によるものとも、犯罪者の生得的な素質によるものだと考へることもでき、社会的原因のほかに脳や頭蓋骨の組成に社会的要因の作用が入り込みこれを促進するような生得的な素質を探ることを認める。^[17]また、クレマンス・ロワイエは、若干の誤解を含みながらも、ドゥロー・ネーは人は犯罪者として生まれるといい、ダリーは、人は犯罪者になるというが、これは両方とも正しいのだと述べている。^[18]この人類学会での報告は頭蓋骨や脳に関する研究が中心となつており、犯罪者の生物学的な側面に関する研究に重点が置かれており、また個々の研究報告において重点の置き方は異なるが、ダリの質問をめぐるさまざまな反応を見ても、犯罪者を先天的な遺伝と後天的な環境の影響という二つの側面から考えていくことは広く共有された前提となつてゐることは容易に見て取れる。

第二節 犯罪人類学と社会

人類学的な犯罪者研究における遺伝と環境という枠組みについては広範な一致があるとしても、さらに具体的な議論の展開をみていくと論者ごとに、遺伝や環境の理解の仕方、その力点の置き方は同じではない。ここでは、多
くの論者のうち、頭蓋などの計測データを提示する以外にも頭蓋研究の意味や、そこから導かれる結論について比
較的まとまつた論述をしているマヌーヴリエの議論をみておきたい。⁽²⁰⁾マヌーヴリエは、後にロンブローネ学説の嚴
しい論敵となつたが、犯罪者の解剖学的人類学的な研究の意味を否定するわけではないし、また犯罪者が一定の身
体的特徴を持つていてそれを否定しているわけではない。彼も、多くの頭蓋骨の計測の結果「殺人者の頭蓋骨につ
いて確認できる特質は、このカテゴリーの人間は平均して形態学的に劣つてゐるということである」と論じ、また
「殺人者の頭蓋学的劣等性は痴愚者の頭蓋の劣等性ほどではない。劣つてゐる程度は、野蛮な人種ほど著しくはな
く、野蛮な人種のもつとも知性の高い者よりもなおましである。なお不十分なデータしかないが、そこから判断す
れば、この劣等性はオリエントの外れの白人人種と比較できるであろう」と述べており、頭蓋学的研究から犯罪者
の頭蓋が形態的に劣つてゐることを認めている。⁽²¹⁾しかし、彼の研究では、こうしたさまざまなデータの解釈の基礎
となる理論的な部分で「社会」が重要な役割を果たしている。以下ではこの点に注目しながら、マヌーヴリエの犯
罪人類学の基本的な構造を整理しておきたい。

マヌーヴリエは、一八八三年の人類学会の例会で、議論のきっかけとなつたダリーの質問を意識してか、二〇年
前のダリーの議論を引き合いに出しながら自説を展開してゆく。ダリーの議論は、社会防衛的な観点を強調しなが
ら、精神病の犯罪者もそうではない犯罪者も、その行為を決定している内的外的要因から自由ではなく、

社会を守るということが一つの重要な役割である法の前では両者は同じレベルで考えられるべきであるとする議論であつた。⁽²³⁾こうした議論に対し、マヌーヴリエは、通常人と犯罪者についてノーマル＝正常／アノーマル＝異常という区分を使って議論する一方で、精神病と通常人をノーマル＝正常／パトロジック＝病理として分類する。彼は、こうしたタイプの生理学的分析に基づいた区分、正常な状態と病理的な状態の区分は、中間的なケースでは必ずしも容易ではなく、ほとんど不可能にさえ思えるような場合もあるが、それでもやはり不可欠なものであり、これが無ければ、犯罪者の社会的分類も、雑然とした生理学的な分類にしかならず、これは科学的にはほとんど意味のないものにしかならないと述べる。⁽²⁴⁾さらに、マヌーヴリエは、「脳の研究それ自体は必ずしも常に精神的な障害を説明するわけではないし、頭蓋的に完全であるからと言ってそれが精神的な正常さの証明になるわけではない。犯罪が異常で病的な精神的プロセスの影響の下に行われたかどうかは犯罪者の心理医学的な鑑定にゆだねるべきである」とも述べる。⁽²⁵⁾一八六三年のダリーの議論にみられるように、精神病の犯罪者も通常の犯罪者も社会防衛という観点からは区別する必要はないという議論は、責任／無責任の区別を一つの基盤としている既存の刑法理論の根本的な組み替えを要請することになるが、ここでのマヌーヴリエの議論は、正常と病理を区別することで、精神病の犯罪者とそうでない犯罪者とを区別して、既存の法理論の責任／無責任の区別に対応させることもできる。マヌーヴリエの議論は、一八六三年のダリーの理論などに比べると、法律家とのより広範な議論・連携が容易になる理論だてであると言うことができるだろう。

そして、マヌーヴリエにとって、犯罪者の頭蓋の研究の一つの重要な課題は、犯罪者の「職業的」「人種的」特徴を見いだすことにある。「頭蓋学の観点からは、本来の意味での殺人者と精神病の殺人者とは区別すべきである」と言う。その眼目は、「進化の理論の光のもとに」「頭蓋の民族的な特徴」を認識することにある。彼は、「処刑さ

れた殺人者の頭蓋を、かくかくしかじかの職業、あるいはかくかくしかじかの人種の人間の頭蓋を研究するように研究することに十分な理由がある」と言う。⁽²⁷⁾ マヌーヴリエにとって、犯罪者の頭蓋の研究は、精神病その他の病気冒された病理的な頭蓋の研究とは一線を画して位置づけられるもので、病人とは異なる犯罪者の「人種的」「職業的」特徴を解明することにある。したがって、精神病の犯罪者、つまり殺人者のうちでも妄想や一時の衝動、発作的な狂躁の影響で殺人を行つたような精神病の殺人者や、精神病との境界領域にあるが免責はされなかつたがために処刑されたような変質者のカテゴリーにはいる殺人者は、マヌーヴリエにとって必ずしも主たる研究対象とはならない。「綿密な検査をしてもなんら精神的な問題は見つからず、その知性は平均あるいはそれ以上」の殺人犯があり、なかでも「被害者から何かを盗んだり、強姦したり、さらにすでにに行われた犯罪を隠す目的」で「計画的かつ冷静」に自らの犯罪を遂行する「正常な殺人者」が存在し、このカテゴリーの殺人者がもっぱら頭蓋学者の研究の主題となる。⁽²⁸⁾ ここで「正常」と言っているのは、精神病者や変質となつてあらわれるような生理的な障害たる「病理」を持たない犯罪者であり、この中には「異常」な頭蓋学的特質を示すものが存在するかもしれない、こうした犯罪者の「異常」な特質を明らかにすることが頭蓋研究の一つの課題たりうるのである。

しかし、マヌーヴリエは、この正常と異常の区別も社会的状況によつて相対化される区別であると捉え、生理学的解剖学的に正常と異常の間に決定的な分割線を引こうとはしない。「多くの生理学的な特殊性は状況によつて欠陥、欠点となりうると考へることができる。例えば、愛情に満ちた気質はある場合には高く評価されるが、他の場合には危険だと判断される。兵士にとっては素晴らしい行動の源ともなる勇敢さは、犯罪者にとってはマイナス評価の対象となる。荒々しさも、ある種の尊敬される職業で求められる資質であるということも有り得る。如才のない、話のうまい会社員は危険な詐欺師となるかもしれない。また、力が強く、勇敢で才氣あふれる人間は、恐るべ

き悪人になる可能性もあるのである。⁽²⁹⁾ 犯罪者の特徴と考えられるさまざまな性質は、状況によつてはまつとうな人間の間で良き資質として評価されていることも少なくない。さらにマヌーヴリエは、例えば、道徳的にまったく我々とは正反対の人種がいたとすれば、我々の社会の殺人者の頭蓋に確認できる特徴が逆にノーマルになるという可能性も否定はしない。⁽³⁰⁾ こうしたマヌーヴリエの議論は、犯罪の原因を生物学的要因だけではなく社会環境にも求めるという点において社会的であるだけではなく、犯罪か否かの境界線を引くのは社会であり、したがつて犯罪者に観察されるさまざまな身体的特殊性が犯罪と結びつくかどうかの基準を定めるのは社会による犯罪の定義の問題であるとして、正常と異常の境界線を社会による決定にゆだねようとするものである。ある身体的特徴が異常であるかどうかを決めるのは究極的には「社会」なのであり、地域や時代が異なれば、われわれの社会では通常人の特徴と考えられているものが逆転し、犯罪者の特徴となる可能性も否定されない。

こうした考え方を背景に、マヌーヴリエはロンブローザやボルディエとは異なつて隔世遺伝という観点から犯罪者について説明しようとはしない。マヌーヴリエは文明化した社会と未開社会の重大犯罪に対する態度の違いについて次のように整理する。「すでに前から文明化が進んだ国においては、原始的な本能は全体に弱くなり犯罪に反対する習性はほとんど万民に共通のものとなる。結果、もつとも野蛮な民族とは逆に、殺人は全体の憤りを生じ、この重大犯罪の抑止に法律や裁判官は不必要的ほどになる。法典や法的制度はこの抑止機能を安定させ、諸々の事件でそれを保障し、文明そのものに適した性格を与えるためにあるに過ぎない。」しかし、それではなぜ文明化した社会においてなぜ殺人事件が頻繁に起きるのだろうか。ロンブローザならばここで、隔世遺伝によつて先祖返りした犯罪者という説明をするが、マヌーヴリエは、それを隔世遺伝ではなく、現代の諸条件と結びつけて説明をしようとする。病気による場合のほかに、マヌーヴリエは四つの場合を考えている。つまり、何らかの意味で落伍者と

して生まれた者、さまざまなかつて、知性や熱意、知識の欠如などから幸福を目指した競争に敗れた者、悪い教育を受けたり、堕落したあるいは単に自らの財産的状況とあわない社会環境と接触したり、遺伝的な欠陥によつて、自分で作りうる資産に不釣り合いな欲望を抱いた者である。こうしたケースに当てはまるような人間は、社会を文明化させてきた諸条件とは異なつた条件下に生まれたり、良き本能の発展につては非常に不利な状況にある両親から生まれたり、さらには、さまざまな誘惑に取り囲まれ、警察に追われなどして、悪しき本能がどんどん大きなエネルギーをため込んでいくことなどによつて、文明化によつて発展してきた本能が非常に弱められているのである。⁽³²⁾ 家族からは考えられないような悪い子供が産まれることもあるが、こうした場合も隔世遺伝とは関係のない脳の欠陥によるものであつたり、あるいは直接的な遺伝的欠陥が組み合わさつて生じてくる場合もある。悪しき性質は、おそらくは、直接的な遺伝によつて伝えられ組み合わされた欠陥によるのであり、この説明のために、はるかな先祖からの隔世遺伝を持ち出す必要はないし、殺人者を隔世遺伝で説明するのではありません。⁽³³⁾

マヌーヴリエの議論も、進化論的あるいは、民族学的な観点を持つて犯罪者の頭蓋の研究を行い、多くの計測データから一定の頭蓋骨の形態学的特質を取り出してくるという点において、ロンブローゼやボルディエと共に通の基盤の上にある。しかし、マヌーヴリエの犯罪学理論では、進化論的民族学的発想のもとに、生物学的要素と社会的因素が複雑に組み合わされていることが見て取れる。マヌーヴリエは、犯罪と賞賛されるべき行為の間に社会的な分割線を入れ込むことによって生理学的な異常と犯罪との必然的な結びつきを断ち切ろうとする一方で、犯罪の原因についても、特定の要因で説明しようとはしない。彼は、ある一定の犯罪や犯罪者について、ほとんど目に留まらないような人類学的異常から明らかな病的状態までいろいろな身体的心理的条件が大きな影響を与えてのこと

を認めるとして、いのうては犯罪が社会的条件の結果であることを排除するわけでもないと言つ。彼にとつて、原因と結果の関係は相対的なものであり、身体的条件と社会的条件との間でどちらが究極的な原因であるのかといふことはあまり意味はない。そして、社会的環境と生物学的な病理・異常とをつなぐものとして変質概念が使われている。「物質的精神的貧困が変質の原因となり、今度は変質が生物学的病理・異常となつて貧困の原因となるのである。」この問題は鶏が先か卵が先かというような問題である。⁽³⁴⁾ いわゆる、変質概念は、生物学的なあるいは社会学的な要素のうち一方だけを決定的な要因とせば、いのうての一つの要因を組み合わせるなどを可能にする回路となつてゐる。この変質概念は、犯罪学に限らず世紀末のそれまでの場面で登場しているが、次章では、犯罪学と変質論との関連についてみてゆきたい。

注

(1) cf. RENNEVILLE, *La médecine du crime*, op.cit., t.2, pp.660-664.

(2) A. BORDIER, "Etude anthropologique sur une série de crânes d'assassins," *Revue d'anthropologie*, 8^e année, 2^e série, tome 2, 1879, pp.265-300. いのボルディエの研究によると、ロンドローナは、三六の殺人犯の頭蓋骨によつて、1111に異常が見られ、ほんとうに未開民族の頭蓋骨に似てゐることを発見した研究として紹介している (LOMBROSO, "Über den Ursprung, das Wesen und die Bestrebung," art.cit., p.115) が、これはボルディエの研究の一面であり、ボルディエが後天的な影響について論じてゐる部分は触れられてゐない。いのボルディエの紹介は、生物学的な研究を紹介する中で触れてはいるだけで、詳細なものではないが、ロンブローネもまた、自らの『犯罪者論』を犯罪者として生まれついた人間について初めて本格的に研究したものであると位置づけるとに躊躇してはいないし、ボルディエの紹介の仕方にも生物学的な決定論に重心をおいてゐるのを見取る

いふるわけではない。

論
(3) BORDIER, "Etude anthropologique sur une série de crânes d'assassins," art.cit., p.278.

(4) (3) の「病理」「異常」「正常」と云ふ言葉の使い方は、いの論文で必ずしも明確に定義されてゐるわけではないが、「正常」な頭蓋骨に対して、何らかの後天的な病的原因によつて変化を來してゐるのが「病理」的な頭蓋であり、「正常」な頭蓋とは言えなか、いやした後天的病的原因を考える)のが困難な場合を「異常」と分類してゐる。これらの概念についてより一般的に考察したものとして、George CANUILHEM, *Le normal et le pathologique*, PUF, 1966, pp.76-95 (シャルル・カヌイユ・メーベ、滝沢武久訳『正常と病理』法政大学出版局、一九八七年、特21〇11-11(九頁)を参照)。

BORDIER, "Etude anthropologique sur une série de crânes d'assassins," art.cit., pp.279-281.

Ibid., p.284.

Ibid., pp.285-298.

Ibid., pp.298-299.

Ibid., pp.299-300.

Ibid., pp.297-298.

(11) (1) の時期にパリ人類学学会で発表された犯罪人類学的研究として、ボルティエや後に触れるマスター・ガリエの研究以外に、H.F.C. TEN KATE et J. PAVLOWSKY, "Sur quelques crânes de criminels et suicidés," *Revue d'anthropologie*, 10^e année, 2^e série, t.4., 1881, pp.108-89; Paul BROCA, "Le cerveau de l'assassin Prévost," *Bulletins de la société d'anthropologie de Paris*, 3^e sér., t.3, 1880, pp.233-243; CORRE, "Sur quelques crânes de criminels conservés au musée d'anatomie de l'Ecole de médecine de Brest," *Bulletins de la société d'anthropologie de Paris*, 3^e sér., t.4, 1881, pp.638-654; ORCHANSKI, "Recherches craniologiques sur une série de crânes d'assassins," *Bulletins de la société d'anthropologie de Paris*, 3^e sér., t.5, 1882, pp.764-789 がある。

一九世紀末フランスの犯罪学における「社会」(波多野)

- (12) “Séance du 7 décembre 1882,” *Bulletins de la société d'anthropologie de Paris*, t.5, 3^e sé., 1882, pp.778-779.
- (13) L. MANOUVRIER, “Discussion sur les criminels : Sur l'étude anthropologique des crânes d'assassins,” *Bulletins de la société d'anthropologie de Paris*, t.6, 3^e sé., 1883, p.94.
- (14) “Séance du 7 décembre 1882,” art.cit., P.789.
- (15) Ibid., p.784.
- (16) Ibid., p.778.
- (17) Ibid., p.780.
- (18) Ibid., pp.784-785.
- (19) Ibid., p.786.
- (20) cf. Darmon, *Médecins et assassins à la Belle Epoque*, op.cit., p.68,97-99 (前掲訳書、八一―一―K-一―八[原])°
- (21) MANOUVRIER, “Discussion sur les criminels,” art.cit., pp.121-122.
- (22) L. MANOUVRIER, “Les crânes des suppliciés,” *Archives de l'anthropologie criminelle et des sciences pénales*, t.1, 1886, p.136.
- (23) E. DALLY, “Considérations sur les criminels et sur les aliénés criminels,” art. cit., pp.260-295.
- (24) L. MANOUVRIER, “Existe-t-il des caractères anatomiques propres aux criminels? Les criminels présentent-ils en moyenne certains caractères anatomiques particuliers? Comment doit-on interpréter ces caractères?,” *Archives de l'anthropologie criminelle et des sciences pénales*, t.4, 1889, p.594.
- (25) MANOUVRIER, “Les crânes des suppliciés,” art.cit., pp.138.
- (26) MANOUVRIER, “Discussion sur les criminels,” art.cit., p.98.
- (27) Ibid., p.99.

- (28) MANOUVRIER, "Les crânes des suppliciés," art.cit., pp.121-122.
- (29) MANOUVRIER, "Existe-t-il des caractères anatomiques propres aux criminels?", art.cit., pp.594-595.
- (30) MANOUVRIER, "Discussion sur les criminels," art.cit., p.120.
- (31) MANOUVRIER, "Les crânes des suppliciés," art.cit., pp.123-124.
- (32) Ibid., p.124.
- (33) ibid., pp.124-125.
- (34) MANOUVRIER, "Existe-t-il des caractères anatomiques propres aux criminels?", art.cit., p.592.

第三章 変質と犯罪

第一節 変質論とローブロード批判

変質論は一九世紀半ば頃に現れ、⁽¹⁾二十世紀初めまで精神医学を中心とする社会科学分野に影響を与えた理論である。⁽²⁾これは精神医学のみならず、小説や群衆心理学など精神医学の分野を越え、また国境を越えて広範な影響を与えており、ローブロードにも影響を与えてくる」とも指摘される。この変質論の基礎となつたのが、一八五七年に公刊されたモレルの『変質論』である。モレルはユーフォンやラマルクの進化論に親しんでおり、⁽³⁾これは変質論の中にも取り込まれてゐる。『変質論』で、モレルは、変質を原初的類型からの病的逸脱と定義して

いる。モレルは熱心なカトリックであり、彼の変質論にもその影響は色濃く出ているが、モレルの言う原初的類型は、正常＝ノーマルな類型でもあり、神によつて作られた最初の理想的で正常な人間である。変質は、そこからの病的な逸脱形態＝墮落形態であり、モレルにとつては原罪が最初の変質の原因となる。そして、こうした病的逸脱が遺伝によって子孫に伝えられてゆき、しかもそれは進行性の遺伝として、最初はささやかな逸脱であつたものが、後には死に至る重大な病となるのである。モレルは変質の原因としてアルコール、麻薬、たばこなどの中毒ほか、飢餓や不衛生な職業、貧困などの社会的因素、先天的後天的な身体障害などなど数多くの異質のものをあげているが⁽⁵⁾、一方で遺伝を基礎に置きながら、他方で社会的側面を強調もする変質論は、生物学的因素と社会的因素を分けて考えることを無意味にしてしまうほど、この二つの側面を連続的に考える基盤を提供することができた。そして、最終的に変質論に体系的なかたちを与えたのはマニヤンの功績であるとされる。⁽⁶⁾マニヤンは、変質について、直近の生みの親に比べて体質的に心理的身体的抵抗力が弱まり、生存への遺伝的闘争の生物学的条件を不完全にしか実現できない病的状態として捉え、こうした変質徵候として現れる衰弱は基本的に進行性であり、遅かれ早かれ種の滅亡に結びつくと考える。マニヤンの変質論は、モレルの原初的類型に代わって直近の生みの親を参照点とすることで、モレルの変質論にあつた神学的な色合いを払拭し、また生存競争を取り込むことでダーウィン的な進化論ともつながつてくる。⁽⁷⁾

この変質あるいは変質者という言葉は、この時期犯罪問題を議論するときにはしばしば登場している。二三の例を挙げれば、前節でも触れた、一八八二年一二月のパリ人類学会でのオルシャンスキーの報告の際、彼は次のようなコメントをしている。「完全に健康な者と精神病者との間に中間的なグループが存在する——これが変質類型である——ことが示された。（原文改行）まさにこの類型において、犯罪者の一群が補充され、このグループの人間は人

類学的なさまざまな逸脱形態によつて特徴づけられるということはほぼ間違いない⁽⁸⁾」と犯罪者と変質者との結びつきを指摘する。これと同じような指摘は、マヌーヴリエの犯罪者の分類にも現れる。マヌーヴリエは「精神病や痴愚は明確に定められる境界を持つてゐるわけではない。形式的には精神病や痴愚とは分類されないが、変質者、知能の劣つた者として整理される個体が存在する。このカテゴリーから非常に多くの殺人者が供給され、陪審は、正当にも（とわれわれは判断するのだが）彼らを必ずしも免責せず、結果、われわれの頭蓋骨のコレクションの増加に貢献することになる⁽⁹⁾」とも述べている。彼にとつては犯罪人類学の中心的な対象とはならない部分ではあるが、正常と病理の中間に変質者の一群を想定し、ここから相当部分の犯罪者が供給されると考えているのである。一八八九年の第二回犯罪人類学会でも変質論はさまざまな場所で顔を出しているが、最後のブルアルデルの総括でも「人類の幸福のためにとにかくわれわれはある敵、つまり犯罪と戦わねばならず、またある問題、つまり変質者が生まれ育ち、犯罪者へと成長してゆく社会環境の改善という問題に取り組まねばならないのである」とむすばれる。多くの論者によつて、変質者は、健康な者と精神病者との中間に位置づけられて、このグループから犯罪者が供給されるというイメージで捉えられており、変質概念は犯罪学的議論の中に広く受け入れられていることがわかる。

そして、この変質論はロンブローデの議論に対する批判の基盤として重要な役割を果たしている。例えば、フエレは、第一回犯罪人類学会が開催される前年の一八八八年に『変質と犯罪』⁽¹⁰⁾という小著を出版しているが、そこで犯罪者と変質者、精神病者が相互に関連のある者であると位置づけ、「突顎、顔の非対称、耳の異常、斜視などに関しては、犯罪者特有のものであるとは考へることはできない。モレル以来、こういったことはあらゆる種類の精神病者や神経症患者にしばしば見られる変質徵候であることが知られている」と述べ、ロンブローデの言う犯罪者の特徴を変質によつて説明し、ロンブローデの犯罪者類型を批判するのである。同じような議論は、隔世遺伝論

に対する批判にもあらわれている。フェレは、犯罪者に特有とされる解剖学的特徴は、多くの場合、頭蓋骨、下頸骨、手足の異常であり、原始的な特別な人種を示すことができるような一般的な組織上の特徴に対応しているわけではないと隔世遺伝論を批判し、さらに、「犯罪者にしばしば見られる、変質の徵候、神經症、精神病、腺病質の諸症状などは、隔世遺伝とはまったく関係がなく、むしろ、これらの徵候は規則的な発生ではなく隔世遺伝とは相いれないもののように思われる」と論じ⁽¹²⁾、また「犯罪の起源を隔世遺伝に求めるることは純粹な仮説であるが、変質と発育停止による事例を除けば、隔世遺伝を裏付ける事例はほとんど残らない」と言う。⁽¹³⁾ここでも、隔世遺伝によるとされるさまざまな犯罪者の特徴を、変質概念によつて説明することで、ロンブローデ的な隔世遺伝論は否定されていく。

変質概念は、ロンブローデが、隔世遺伝によつてあらわれたと考える犯罪者の身体的な特徴を、ロンブローデとは異なつた観点から説明するためには便利な道具となつてゐる。さらに、変質論はさまざまな環境に介入することで、現在から将来の社会の安全を保障する可能性を提示することができる。フェレは、「社会は一個の有機体であり、有機体である以上、その器官のうち一つでも機能を停止すれば死の脅威にさらされる」と言いながら「変質の領域ではとりわけ、現在が将来を準備するということができる。現在の安全だけでなく、将来の安全については一層、変質者が有害にならないように社会は変質者に対して備えなくてはならない」と述べ、社会の安全のための介入の可能性を否定しない。「はじめに」で紹介したナイが言うように、変質論は、生来性犯罪人学説に見られるような宿命論にかわつて、環境に介入することを通じて現在から将来の社会の安全を確保するという可能性を示してゐる。変質論は、ロンブローデ的な学説を否定するのに重要な役割を果たしていることはこのあたりの議論からも見て取ることはできる。しかしながら、変質論によつて、フランス学派の理論も生物学的遺伝的決定論に近づいてい

るかという点については、必ずしもそうとは言えない面がある。

第二節 変質と犯罪

実際的な犯罪問題に関して、変質論は何らかの具体的措置の基盤となりうるかどうかについては必ずしも肯定的に捉えられていない。フェレは、変質論のみならず、医学研究や人類学研究の限界を次のように論じる。医師や人類学者の研究は、理性と狂気の境界を明確にすることも十分できておらず、犯罪者と精神病者、変質者の区別や犯罪者と健康だとされる人間の区別も確実にはできていない。変質の研究はいつの日か犯罪の起源に関する基礎となる可能性はあるが、しかし、さまざまなカテゴリーの衰弱形態の間にある類似性を明らかにすることはできても、これを区別する基盤とはなりえない。現状では、個人の系譜学的研究や解剖学的、生理学的研究は、ある人が犯罪者であったか、犯罪者であるか、将来犯罪者になるかという点を決定するにはまったく不十分であり、何らかの予防的強制的措置の基盤とはなりえない。医学や人類学によって犯罪問題が解決できると思うのは誤りであり、犯罪者かどうかの基準については、「犯罪の物証」に頼るほか無いのである。⁽¹⁶⁾ と。また、具体的な法的政治の方策とは別に、変質と犯罪、そして精神病の関連についての医学的な理解も必ずしも明確でない。臨床的な観点から犯罪と変質の関係について明らかにしようとしたマランドン・ド・モンティエルは「この仕事で明らかにされた事実はすべて、犯罪と変質を同一視する学説に厳しい一撃を与えており、むしろ逆に犯罪と変質の間には一種の対立関係があることを示している」と述べ、犯罪と変質の連関に疑問を示している。⁽¹⁷⁾

マニヤンとともに『変質論』を著すことになるルグランは「変質者はしばしば犯罪者となる」ということは「し

ばしば観察されていること」であり、「多くの犯罪者が変質徵候を持つていてそれを否定することはできない」と述べながら、そこには眞理も含まれているが、誇張もまた多く含まれており、あまりにも安直に一般化される危険性があると指摘し、変質と犯罪とを一つにする正当な理由はないと述べる。⁽¹⁸⁾そして、ルグランは、変質と犯罪の関係を次の三点にまとめる。つまり、「変質者は犯罪者になりうる」「犯罪者の中には変質徵候を持つたものがいる」「変質者は犯罪者になりうるし、犯罪者は変質者で有りうるが、なんら変質の特性を示さない犯罪者も存在する」の三点である。⁽¹⁹⁾変質と犯罪との関係は、あまりにも一般的で、ほとんど内容の無い三つのテーマに要約され、結局「その結びつきは外見上のものに過ぎない」とされてしまうのである。ルグランは「犯罪者の分類の基礎となる、あるいは変質者たる犯罪者と普通の犯罪者を区別する基礎となる特別な性質が、犯罪とされる行為自体にあるわけではない。犯罪という言葉は、その精神状態、遺伝的性質、人類学的特徴など、その本質は何であれ、単に一定の範囲の有害なものに当てはめられる言葉である」と述べる。⁽²⁰⁾ルグランにおいて、そもそも犯罪という概念は何らかの一定の特徴を備えた実体としては捉えられてはいない。ルグランは、一定の外面的な特徴を「変質」によつて説明するが、外面的な変質徵候と犯罪との必然的な関係は認めない。犯罪ということ自体が一定の身体的性質と関連を持つものとして捉えられないために、外面的身体的な変質徵候と犯罪の関連について具体的な説明をつけることは困難なのである。

ルグランにとって「犯罪は変質現象ではないし、隔世遺伝による現象や退行現象でもない」⁽²¹⁾、古典派刑法学的な考え方から見れば、一個の道徳法則が存在し、善悪や正不正はそれ自体で存在するものであり、犯罪もまた道徳法則に対する違反として完全に定義される議論の余地の無いものである、とルグランは把握している。これに対しても、「純粹かつ単純な觀察」から出発する人類学派にとって、不变の道徳法則というものは認められない。人類学派の

道徳観と犯罪観についてルグランは次のように整理する。「道徳は本質的に約束事であり、時代、場所によつて異なるし、人類の進化のそれぞれの時代に応じて、それぞれの道徳律が存在する。善悪、正不正は相対的なものでしかない。もつとも遅れたブッシュマンであつても卓越した哲学者であつてもそれ自体で善であること、それ自体で惡であることを定義することは不可能である。この二つは社会とともに進化し、個別的状況だけでなく、統一性それ自体を左右する集団の状況によつても変化する。・・・社会的観点から見れば、善悪は集団の要求に条件付けられており、道徳は連帶の原理を基礎に、現在から将来にかけての集団の正常な機能を保障するものとなる。個人の観点から見れば、善悪は自己と自らの種の保存の要求に条件付けられている。・・・人類学的データをもとにすれば、道徳は本質的に変化し進化するものであり、犯罪自体もまた一義的な定義によつて示されるものではない。・・・犯罪はそれ自体絶対的なものではなく、相対的な約束事である。⁽²⁵⁾」道徳や犯罪は時代によつて変化するものであり、これにしたがつて刑事システムも変化する。「刑事システムは仮言的な道徳法則というものや、犯罪とされる行為の価値に基づくことはできない。刑事システムは有害なものに対して社会を維持するという目的を持つた一連の約束事でしかない。⁽²⁶⁾」前節でマヌーヴリエの犯罪人類学も、その犯罪概念は社会的に決定されるものと捉えていることを見たが、ルグランもまたこのマヌーヴリエとともに犯罪は本質的に社会的なものであると考えている。⁽²⁷⁾

一般的に犯罪と変質との関係を指摘することはできても、外面向的な変質徵候と犯罪の関連についてより具体的な説明が提出されることはない。これは、犯罪というものがそもそも社会的に決定されるものであるために、犯罪者についても社会的要因抜きに生物学的要因からのみ考えることはできないからである。ルグランは、この二つの要因について「人類学者にとって、犯罪者は常に二つの次元の影響をさまざまに受けている存在である。その影響の

一つは、内在的で個人的な影響であり、正常だと判断されるときには生物学的、病的あるいは変質したものと見なされるときには生物病理学的な影響であり、もう一つは外在的、社会的な影響である。生物学的あるいは病理学的な影響は、常に大なり小なり外在的とりわけ社会的な影響の支配下にある」と論じている。²⁸このルグランの犯罪論は、例えば世紀末フランスを代表する法律家であるガブリエル・タルドの犯罪論とも共通の構造を持っている。タルドもまた、変質と犯罪がしばしば関連していることを認めていたが、やはり「真の完全な犯罪者」であつてもほとんど変質していないこともあると言う。そして、タルドは、フェレとともに、変質と犯罪の間に事実上関連が見いだされることが多いのは、変質によって環境の影響を受けやすくなっているというところに原因を求めるのである。変質と犯罪が結びつくのは、「何からの関連や引力」²⁹があるためではなく、「犯罪衝動に対する抵抗力が失われている」ことによって、変質者が犯罪へと至るのである。身体的生物学的な変質徵候は、タルドの社会学的犯罪論の中でも社会的な要因との関係抜きに何らかの位置づけを与えられる」とは困難なのであろう。次に、このタルドの犯罪論を通して社会的な犯罪論の基本的な構造を整理しておきたい。

注

- (1) cf. Jacques POSTEL et Claude QUETEL (dir.), *Nouvelle Histoire de la psychiatrie*, DUNOD, 1994, p.233. 以下変質論については、Daniel PICK, *Faces of Degeneration: A European disorder, c.1848-c.1918*, Cambridge University Press, 1989; 大東祥孝「モレルヒヤー」「ヤン—変質論の行方」（藤繩昭他編著『精神医学群像』アカデミア出版会、一九九九、一一五—一四三頁）; 大東祥孝「Morel, Bénédict-Augustin (1809~1873): 変質論の行方」（松下正明編著『続・精神医学を築いた人びと 上巻』株式会社ワールドプランニング、一九九四、一一五頁）などを参考。また、変質論の特定の分野や国境を越えた広がりについて、PICK, *Faces of*

説
論
Degeneration, op.cit. その他、上山安敏『トロマーレンスハッカ』筑波書店、一九八九、一一一〇頁による簡潔な展望が示されて
いる。犯罪学への関連で変質論を語るところを NYE, *Crime, Madness, & Politics in Modern France*, op.cit., pp.119-131；

RENNEVILLE, *La médecine du crime*, op.cit., t.2, pp.542-577, 722-740.

(2) cf. POSTEL et QUETEL, *Nouvelle Histoire de la psychiatrie*, op.cit., p.237；NYE, *Crime, Madness, & Politics in Modern France*, op. cit., p.127；三輪田愛郎『近代医学の史的基礎』[著者] 石波書店、一九七七年、九七九頁。

(3) cf. POSTEL et QUETEL, *Nouvelle Histoire de la psychiatrie*, op.cit., p.224. ドゥフォン・ヤラ・マルクを含む「進化論の歴史」(シテ
は、ルーテー・ル・ギュラー、鶴木善次他訳『進化思想の歴史 上・下』朝日新聞社(朝日選書)、一九八七・一九八九、池田清彦「構
造論科学論からみた進化論史」(柴谷篤弘他編『講座進化 1 進化論の歴史』東洋大学出版会、一九九一、七九-一〇頁)
などを参照。また、第三共和政期のネオラマルキズムによる Stuart M. PARSELL, *Neo-Lamarckism and the Evolution Controversy
in France, 1870-1920*, The Edwin Mellen Press, 1999、特に第三共和政期の犯罪問題におけるラマルキズムの関連にて pp.202-
216 を参照。

(4) B. A. MORREL, *Traité des dégénérescences physiques, intellectuelles et morales de l'espèce humaine et des causes qui produisent ces
variétés maladives*, Paris, 1857 (Reprint Edition, Arno Press, New York, 1976), p.5.

(5) Ibid., pp.47-63.

(6) cf. NYE, *Crime, Madness, & Politics in Modern France*, op.cit., p.119.

(7) cf. POSTEL et QUETEL, *Nouvelle Histoire de la psychiatrie*, op.cit., p.236；NYE, *Crime, Madness, & Politics in Modern France*, op. cit., p.124.

(8) "Séance du 7 décembre 1882," art.cit., p.785.

(9) MANOUIRER, "Les crânes des suppliciés," art.cit., p.121. 画面上の分類で変質者を位置(たゞ)させたもの。

MANOUVRIER, "Existe-t-il des caractères anatomiques propres aux criminels?", art.cit., p.593.

- (10) "Deuxième congrès international d'anthropologie criminelle," *Archives de l'anthropologie criminelle et des sciences pénales*, t.4, 1889, p.590.

(11) Ch. FÉRÉ, *Dégénérescence et criminalité essai physiologique*, 3^e éd. Félix Alcan, 1900 (1^{er} éd., 1888), p.72.

Ibid., pp.66-67.

Ibid., p.70.

Ibid., p.106.

Ibid., p.101.

Ibid., pp.97-98.

(17) (16) (14) E. MARANDON DE MONTYEL, "Contribution à étude clinique des rapports de la criminalité et de la dégénérescence," *Archives de*

l'anthropologie criminelle et des sciences pénales, t.7, 1892, p.292.

(18) LEGRAIN, "La médecine légale du dégénéré," *Archives de anthropologie criminelle, de criminologie et de psychologie normale et pathologique*, 9^e année, 1894, pp.1-2.

Ibid., pp.4-5.

Ibid., pp.8-9.

Ibid., p.9.

Ibid., p.11.

Ibid., p.11.

Ibid., pp.12-13.

- (29) (28) (27) (26) (25) Ibid., pp.13-14.
 Ibid., p.17.
- TARDE, G., *La philosophie pénale*, CUIAS, s.d., réimpression de 4^e éd. (1^{er} éd., 1890), pp.238-240.

第三章 タルドの犯罪学における社会

第一節 犯罪と社会

タルドにとつてもまた、犯罪は時代や場所に応じて相対的なものであり、社会との関係で決定されるものであるが、タルドは、いつそう徹底して社会的観点から犯罪学を構成している。タルドの社会観は『模倣の法則』などで詳細に論じられている。タルドは、「社会集団」とは「現に模倣しあつている人々、あるいは現に模倣しあつていなくとも、相互に類似しており、その共通の性質は過去の同一のモデルを模写したものである、そうした人々の集団である」と定義し、またより簡潔に「社会とは模倣であり、一種の催眠状態である」と述べる。タルドにとって、犯罪は何よりも社会現象であり、犯罪に関する法則は社会を支配している一般法則の応用問題となる。そして、その法則とは「力強く、しばしば無意識的であるが、常に神秘的な部分を持った作用であり、それによつてわれわれ

はすべての社会現象を説明できる作用⁽³⁾としての「模倣」の法則である。しかし、以下ではこうした「模倣の法則」の応用問題としての犯罪問題を詳細に論じることではなくむしろ、タルドの犯罪論、犯罪者論、そして刑事責任論において「社会」が理論上いかなる役割を持つてゐるかに注目しながらその基本的な論理構造を整理することが目的である。タルドは、一定の社会、あるいは社会集団との関係を超えて、地域、時代を越えた普遍的な「犯罪」を考えることはしないし、犯罪とは何かということを論じなければ、これ抜きに犯罪者について語ることも困難であると言う。そして、犯罪者の責任を問うには、彼が同一の社会に属しており同一の法を共有していることが必要であるとするのである。

まず、犯罪とは何か。タルドにとって、「あらかじめ犯罪の観念を論じないままに犯罪者について論じることはきわめて困難なこと」である⁽⁴⁾。タルドは、「比較犯罪学」においては、ある行為が犯罪であるかどうかを決定するのは「世論」であると言う。「ある行為が、哀れみと正義の平均的な感情を害しているという事実だけで、その行為が犯罪である言えるだろうか？世論によつてその行為は犯罪であると判断されなければ、これを犯罪ということはできない。戦争における虐殺はわれわれに一人の人間の殺人より大きな恐怖を引き起こす。われわれは単なる窃盜よりも大規模な略奪の犠牲者に対してより哀れみを感じる。しかしながら、この殺戮や強奪を命じた将軍は犯罪者ではない。こうした行為、たとえば正当防衛や復讐のための殺人や、海賊行為や戦争の際の窃盗が、合法的か不法なものを決めるのは、われわれがその一部たる社会集団における支配的で正しいものとして流布してゐる世論である。」そして、こうした世論によつて禁じられた行為も、ある境界を超えたところでは許されることもあるとタルドは考える。ちなみにタルドは、「世論」を慣習的な「伝統」とも個人的な判断としての「理性」とも区別して、「現在生じてゐる問題に対しても、同じ国、同じ時代、同じ社会の人々の間で同じようなものとして再生産され

る、一時的で多かれ少なかれ論理的な判断の集まり」と定義している。⁽⁶⁾また世論の構造も重層的である。国際的世論、国民的世論が、さらにその下には局地的世論があり、ジャーナリズムが未発達の過去にさかのぼれば地域的世論が優勢となる。⁽⁷⁾世論は、特定の時代、特定の国や地域によつて変化する、一時的なものであり、この世論によつて定められる犯罪もまた特定の国や地域を越え、時代を越え普遍的なものではあり得ない。犯罪は、時代によつて地域によつて変化してゆくものである。

タルドは、一八九八年の「犯罪とは何か」と題した論文でも、犯罪の定義について論じている。ここでもタルドは、これまでも犯罪者の観念については詳細に明らかにする努力が続けられているが、犯罪の観念については曖昧なままにされていると言い、しかしながら、この犯罪の観念こそ「まず第一に定義すべきもの」であると述べている。⁽⁸⁾もちろん古典派の刑法学者をはじめ過去にはさまざまな論者が犯罪について論じその定義を試みてきた。しかし、タルドにとつてはこうした論者たちは「スコラ的観点から」犯罪を定義しようとしたのであり、今問題なのはできるかぎり「実証的な観点から」犯罪を定義することなのである。⁽⁹⁾だが、「実証的」というのは「身体論的」「生物学的」ということとは同義ではないとして、「社会集団によって攻撃あるいは騒乱と感じられる行為」が犯罪であると定義付けをしている。タルドにとつては、立法者や刑法学者が故意による法の侵害のうち、犯罪の名に値するものをア・プリオリに決定することはきわめて困難なことであり、普遍的な格率に従うように行動せよという定式も否定される。⁽¹⁰⁾この「犯罪とは何か」における犯罪の定義も、「比較犯罪学」の「社会集団の世論」による犯罪の定義も、ア・プリオリに犯罪とは何かということを考えるのではなく、まず人々が何を犯罪だと考えるのかということから出発して犯罪の定義を考えてゆこうとする。そして、こうした人々の考え方は時代・地域によつて変化しつるものであり、こうした変化しつるものを基礎に考えてゆくことで、犯罪の観念もまた時代・地域によつて変

容するものとなり普遍的ではなくなるのである。タルドは、「刑事哲学」においても「ある文明から他の文明に移ると、あるいは同じ文明でも次々と段階を追つて見てゆくとある種の行為が重大犯罪だと考えられたり、軽微な犯罪と考えられたり、ついには正当で称賛されるべきものとなつたりするのを見ることがある」と述べる。^⑭

第二節 犯罪者と社会

タルドは、社会とは無関係に生物学的要素によつて決定される生来性犯罪人という考え方に対し精力的な批判を展開していることはよく知られているが^⑮、同時にまたガロファロの言う「自然犯罪」のような時代・地域を超えて存在する犯罪という見方も批判すべきものとなる。^⑯ガロファロは「犯罪というものは、有害な行為で、哀れみや正直さの平均的な意識を犯すものであり、犯罪者はこうした意識のいずれかが存在しないか、弱まつてゐる人間である」として犯罪者の研究の重要性を説く。^⑰立法者の裁量によつてそれ自体無実の行為を犯罪とすることができるとすれば、苦労して生来性犯罪者の性格について議論する価値はない。こうした完全な相対性と、もう一方の極となる道徳的なドグマティズムに陥らずにこのアポリアを回避する策としてガロファロ的な「自然犯罪」の観念があり得る。犯罪というものについて実証的な手続を経てなおその結果として普遍的な特質を見いだすことができると言えば、犯罪者にもまた社会的なものとは関わりなく共通の特質を確認できる可能性はあるし、ガロファロの「自然犯罪」という考え方はこうした可能性を追求したものと考へることもできるかもしだれない。しかし、このような普遍的特質を見いだすことができず、犯罪は社会によつて変化してゆくものであるとなると、社会的変化と無縁な生物学的要因のみによつて犯罪者を規定することは容易な作業ではない。

タルドは犯罪者を自然主義的に捉えようとするロンブローネ⁽¹⁹⁾的な考え方について、犯罪者は自然の產物ではなく、いかなる自然の觀念にも対応するものではないと批判する。タルドにとつて犯罪者は社会との関係で決まるものである。「犯罪者とは、社会が一定の形で存続しようとするときに、排除せざるを得ない存在である。従つて実際、犯罪者は、自然的存在であると同様に社会的存在である。簡単に言えば、犯罪者とは社会的な排泄物である。」従つて、「犯罪者タイプがあるとしても、このタイプは変動・変容するものであり、世紀と世紀で、あるいは場所で根本的に似て非なるものになるはずである。⁽²⁰⁾」犯罪は不变の自然との関係で決まるのではなく、社会環境に応じて変化する世論や立法との関係で決まるものである。⁽²¹⁾犯罪が社会との関係で決定されるものである以上、一定の社会を越えて普遍的な犯罪者タイプ、ありうべきすべての社会に共通する犯罪者タイプなどというものを考えることはできないのである。「いかなる民族であれその安定と相容れない犯罪の諸形式が存在することは認めよう。たとえば合法的な原因なしに行われる殺人や窃盜で、社会的同胞に損害を与えることは与えると判断されるものがそうであろう。しかし、いかなる社会的条件でもいかなる国においても、あるいはいかなる時代でもこうした種類の殺人者や窃盜犯になる人間がいるということについては私は否定する。⁽²²⁾」タルドは、ロンブローネ⁽²³⁾が描いて見せる犯罪者タイプはわれわれの時代、われわれの世紀の犯罪者タイプであり、原始時代であればまったく別のタイプの人間が犯罪者タイプとされたであろうし、われわれのうちの誰もが社会状況に応じて生來性犯罪人になる可能性から免れないとする。タルドは犯罪人類学が示している犯罪者の特徴についても、論者ごとに異なることとも言及し、こうした犯罪者タイプと言われるものが実証されていないこともまた強調しているが⁽²⁴⁾、ここで注目しておきたいのは、こうした実証性の欠如よりもむしろ犯罪の社会的な相対性と社会とは関係なく生物学的に決定される犯罪者タイプ⁽²⁵⁾という考え方を両立させることの論理的な困難さである。

タルド自身も、たとえばいわゆる犯罪者タイプの特徴というものが、一定の解剖学的特徴を持つていてこと、あるいはこうした特徴が変質微候と言われるものと類似していることや、さらには過去現在のいわゆる未開民族との類似性についても論じている。「もし犯罪者の集団がその数だけ雑多であり、変化しながらも持続しており、実際なんの生物学的な紐によつても結びつけられない」とすれば、あるいは彼らの間に一定形式の変質や精神病や、彼らが患つてゐる病気による病理学的類縁性もなく、あるいは彼らの祖先との共通の類似性を証明する生理的な類縁性もないとすれば、いつたいどういった性質の紐が彼らの類似性としばしば特別な外見的特徴を説明できるのであらうか?」この問いに對してタルドはこれを説明できるのは「まったく社会的な紐、つまり同一職業の人々あるいは同じ種類の職業の人々の間にある密接な関係である」と答える。「こうした仮説によつて犯罪者を特徴づける解剖学的な特徴、とりわけ生理的あるいは心理学的な特徴を説明できる」とタルドは考える。ある職業で成功するのに適したメンバーをリクルートしたり、あるいは遺伝的に適した才能や形態を身につけるようになるということはすべての職業で生じるだけでなく、大なり小なり明確に限定された社会的なカテゴリーで生じることなのである。⁽²⁵⁾芸術家であれ、学識者であれ、哲学者であれ、技術者であれ、それぞれのグループは典型的な特徴を持つており、こうしたことが犯罪者タイプといわれているものについても生じている可能性も大いにある。タルドはマヌーヴリエらとともに犯罪者も「職業としてのカテゴリー」と捉えようとするのである。ロンブローネがその生来性犯罪人の指標とする「生物学的」な特徴を、必ずしも実証的に証明されてはいないと考えながら、タルドはこうした特徴があるとすれば、それは職業という社会的な条件によつて培われたものであると解釈することで、その社会的な犯罪論と整合的に理解しようとするのである。

第三節 責任論と社会

以上のように犯罪が社会によって決定され、また犯罪者も社会によって規定されるものであるというタルドの社会的な観点からの考察は、その責任論においても徹底される。自由意思論を徹底して攻撃する実証主義学派の決定論的な思考によって古典派的な責任論を維持することが困難になる中で、責任論を再構成して新古典派的な「道義的」責任論を救い出そうとしたタルドの責任論は、しかし、道義的責任というよりも犯罪者あるいは犯罪者の人格の社会的な性格を徹底するところから生まれてくる、やはり「社会的」という形容がより適切な責任論となつていい。しかしその「社会的責任論」は、たとえ自由意思の無いものであっても社会に対する責任からは免れず、社会に対しても危険な存在は処罰できるのだとして、たとえば一八六〇年代にすでにダリーによつて展開された、あるいは実証主義者たちがそゝ論じてゐるとされる社会的責任論ではない。タルドは責任の基本的条件として「二人の人間の間にある程度の社会的類似性が存在すること」と「犯罪だとされる行為の第一原因がある人格があり、またその人格的同一性が継続しあるいは継続しているように見えること」の二点を挙げる。⁽²⁷⁾ 人格的同一性、個人の独自性を際立たせることは、社会的類似性の増大と衝突することなしには不可能であり、タルドによれば、絶対的責任であるいは無責任というものもあり得ず、最大の責任と最小の責任の間に無限の階梯が存在することになる。⁽²⁸⁾

まず人格的同一性であるが、タルドにとって、責任の問題は原因に関する哲学的探求であり、社会で生きる人間の行為に関する研究である。何が原因かという問題は、どこに原因があるかという問いに理解できる。これに対しでは、時代によつてさまざまな答えが可能である。たとえば、殺人の原因を考えてみても、殺人者の脳、殺人者の魂にこの殺人の原因が潜んでいるということもできれば、ある人間に原因があるといふこともできるし、もつと過

去にさかのばれば、ある親族集團に原因があると言つともできるであろう。問題は他ならぬこの親族、他ならぬこの個人、他ならぬこの脳が、魂が、あるいは他ならぬこの自我が原因であるということである。⁽²⁹⁾ まず責任の基礎としてこうした人格的同一性が問題となるが、この人格的同一性も時代状況によつて親族や個人などと変化しうるものであり、単純に生物学的に決定されるものではない。タルドにとつて個とは、一連の目的に向かつて共同するさまざまな要素、機能の連合体であり、この要素や機能を常に更新し続けることで維持されているものである。⁽³⁰⁾ 社会が発見に繼ぐ発見、発明に繼ぐ発明によつて変化してゆくよう、自我も、知覚毎、行為毎に絶えず変化する。刑事责任の觀点からは、犯罪が單に生物学的個によつて行われたことではなく、人格的個によつて行われたということが大事なのであり、そして、この人格的個とは社会だけが作り上げることができ、社会だけがそのイメージに合わせて成長させることができるものである。⁽³¹⁾

しかし、この個の人格的同一性に加えて社会的類似性が責任のもう一つの基礎として必要である。行為者とその行為の犠牲者が社会的同胞であるかどうかということ、同一の社会に属しているか否か、同一の社会の構成員であるか否かということである。⁽³²⁾ この社会的類似性は、顔の相貌が似ているとか、人体の構造、頭蓋の容量、顔の色、身体的な資質が似ているというようなことではないし、同じ嗜好をもつてゐるというようなことでもない。さまざまな模範や教育、支配的慣習、伝統等々を受け入れてゐることである。個人は何を考えようとも、彼は社会の脳で考え、社会によつて教えられたことを繰り返してゐるにすぎないのである。責任を問うためには、ある行為について称賛したり批判したりする判断を共有し、善惡についての考え方を共有し、目的を達成するための手段について合法か不法かという判断を共有できればよいのである。しかし、こうした社会的類似性があるということは事實上伝統その他を共有し、同じような判断を共有できるということにどどまるものではない。類似性は、二個の存在が

相互に権利と義務を認めあうために不可欠な前提条件である。⁽³⁴⁾ 模倣による類似性は法律的連帶の前提であり、この類似が存在してはじめてそこに社会が存在する。⁽³⁵⁾ 類似性があるということは、同時に同じ社会に属し、同じ法を共用しているということである。

タルドにとって義務とは、彼が実践的三段論法と呼ぶものの結論であり、特殊な、目的に関する判断である。この三段論法の大前提是意思であり目的であり、小前提是この目的を達するための手段についての認識である。そして、この大前提が個人的な欲求によって提示されたものから、社会的なもの、集団的な目的となつたときに目的と手段との関係での義務は、道徳的義務、本来の意味での義務へと変わる。⁽³⁶⁾ そもそも、欲求も意思も持たない存在は権利の観念も義務の観念も持たないし、快苦のないところで善悪はない。とはいっても、権利・義務の観念を抱くには、欲求や意思があるだけでは不十分であり、善悪の観念を抱くには快苦を感じるだけでは不十分である。そのためには社会の中できちんと生きることが必要なのだ。われわれは社会的な存在となることで、欲求や意思から善悪・権利・義務が生まれてくるのである。⁽³⁷⁾ 人が社会的存在となることで、社会の中で法が生まれるが、その法はこの社会の境界の外には出ない。矛盾する権利、矛盾する義務は異なる二つの社会の闘争の場となる。同胞市民の間では、権利義務の衝突は外見だけのものであり、司法官の裁定によつてしかるべきものと判断される。敗れた権利は決して存在しなかつたものと見なされる。⁽³⁸⁾ 刑事責任を問うために社会的類似性が必要とされるということは、犯罪者が同じ社会に帰属し同じ法を共有しているということなのであり、ここから、社会の境界を画することが重要な問題となる。⁽³⁹⁾ この問題はしばしば解決の難しい問題ではあるが、これこそが刑法の根本問題なのである。社会の境界は必ずしも誰の目にも明らかであるというわけではないし、また歴史的にも変化するものである。こうした変化にともなつて責任と無責任の境界もまた移動しうる。ある人の道徳性を公正に判断しようとする際には、特定の日時と特

定の場所におけるその社会的同胞との関係の中で判断しなければならないのである。⁽⁴⁰⁾

注

- (1) 模倣の法則は「*imitation*」 TARDE, G., *Les lois de l'imitation*, Edition KIME, 1993 (1^{er} éd., 1890)。引用部は、p.73 (訳書 1111 頁)。
- (2) 模倣の法則は「*imitation*」 TARDE, G., *Les lois de l'imitation*, Edition KIME, 1993 (1^{er} éd., 1890)。引用部は、p.73 (訳書 1111 頁)。
- (3) 模倣の法則は「*imitation*」 TARDE, G., *Les lois de l'imitation*, Edition KIME, 1993 (1^{er} éd., 1890)。引用部は、p.73 (訳書 1111 頁)。
- (4) 模倣の法則は「*imitation*」 TARDE, G., *Les lois de l'imitation*, Edition KIME, 1993 (1^{er} éd., 1890)。引用部は、p.73 (訳書 1111 頁)。
- (5) 模倣の法則は「*imitation*」 TARDE, G., *Les lois de l'imitation*, Edition KIME, 1993 (1^{er} éd., 1890)。引用部は、p.73 (訳書 1111 頁)。
- (6) 模倣の法則は「*imitation*」 TARDE, G., *Les lois de l'imitation*, Edition KIME, 1993 (1^{er} éd., 1890)。引用部は、p.73 (訳書 1111 頁)。
- (7) 模倣の法則は「*imitation*」 TARDE, G., *Les lois de l'imitation*, Edition KIME, 1993 (1^{er} éd., 1890)。引用部は、p.73 (訳書 1111 頁)。
- (8) 模倣の法則は「*imitation*」 TARDE, G., *Les lois de l'imitation*, Edition KIME, 1993 (1^{er} éd., 1890)。引用部は、p.73 (訳書 1111 頁)。
- 論と群衆》 未来社、一九六四年、七一・八九頁) を参照。引用部は、p.76 (訳書 1111 頁)。
- Ibid., p.81 (訳書 1111 頁)。
- TARDE, G., "Qu'est-ce que le crime?", *Revue philosophique*, 146, 1898, p.337.

説
論

- (9) Ibid., p.337.
- (10) Ibid., p.338.
- (11) Ibid., p.344.
- (12) Ibid., p.345.
- (13) Ibid., p.346.
- (14) TARDE, *La philosophie pénale*, op.cit., p.405.
比較的ややこしいた語彙をもつて TARDE, *La criminalité comparée*, op.cit., pp.9-61.
- (15) TARDE, *La philosophie pénale*, op.cit., pp.411-414。「自然犯罪」については GAROFALO, R., “Le délit naturel,” *Revue philosophique*, t.23, 1887, pp.1-36 ; id., *Criminology*, op.cit., pp.3-54 を参照。ただし、ガロファロは自然いことの語葉を「特定の時代の状況や要請、立法者の特殊な見解から独立して人間社会に存在する」という通常の意味で使っているのではなく、およそ文明社会であれば犯罪的だといつて处罚しなくて済むやうなやうな行為を指し示すのに用ひる語解の少ない語葉であるからだ。即ち、(Criminology), op.cit., pp.4-5)。また、ガロファロによるタルクの犯罪の定義に関する批判は、GAROFALO, “Le délit naturel,” op.cit., pp.33-35 ; Id., *Criminology*, op.cit., pp.50-54.
- (16) GAROFALO, “Le délit naturel,” op.cit., p.35.
- (17) TARDE, *La philosophie pénale*, op.cit., p.72.
- (18) Ibid., p.220.
- (19) Ibid., p.224.
- (20) Ibid., p.224.
- (21) TARDE, *La criminalité comparée*, op.cit., p.31.
- (22) TARDE, *La philosophie pénale*, op.cit., p.225.

一九世紀末フランスの犯罪学における「社会」(波多野)

- (40) TARDE, *La criminalité comparée*, op.cit., p.27.
(39) Ibid., p.29.
- (38) TARDE, *La philosophie pénale*, op.cit., p.227-230 ; TARDE, *La criminalité comparée*, op.cit., pp.11-19.
(37) TARDE, *La philosophie pénale*, op.cit., pp.253-254.
- (36) Ibid., p.135.
- (35) Ibid., pp.155-157.
- (34) Ibid., p.89.
- (33) Ibid., p.122.
- (32) Ibid., pp.418-419.
- (31) Ibid., p.90.
- (30) Ibid., pp.101-102.
- (29) TARDE, *Les lois de l'imitation*, op.cit., p.67 (訳書 11111頁)。
Ibid., p.69 (訳書 11111頁)。
- (28) TARDE, G., *La philosophie pénale*, op.cit., pp.24-25.
- (27) Ibid., pp.101-103.
- (26) Ibid., p.104.
- (25) Ibid., pp.110-111.
- (24) Ibid., pp.112-116.

むすび

タルドの犯罪論では、その理論の基礎として「社会」が非常に大きな役割を果たしていることを見たが、こうした構造は、マヌーヴリエの犯罪人類学や精神医学者ルグランの犯罪論にも共通してみることができる。つまり、単に犯罪の原因が社会環境に求められるだけではなく、そもそも犯罪とは何かということが、社会によって決定されることなのである。犯罪が社会によつて決定されることは、それぞれの社会ごとにそれぞれの犯罪觀が有り得るということである。これこそが犯罪であるという普遍的な犯罪の觀念を考えることは困難であり、犯罪は社会に応じて相対的なものとなる。特定の時代・地域を越えて、いつでもどこでも共通して考えられる犯罪といふものではなく、犯罪は地域によつて異なるものであり、時代に応じて変化してゆくものとなる。タルドはこうした犯罪觀念の変容⁽¹⁾の法則をも考えようとするが、ここで注目しておきたいのは、こうした変容の法則よりもむしろ、こうした相対的な犯罪觀の基盤となつてゐる、実証主義的犯罪論の理論的構造である。本稿で触れた論者たちは、それぞれ人類学、精神医学、法学などと本来の学問的領域を異にしながらも、犯罪についての見方に共通したものを持つてゐる。彼らは、犯罪について考える際に、犯罪の内在的な本質とは何かを明らかにしようしたり、あるいはア・ブリオリな道徳的な原理を想定してそこから犯罪とは何かということを演繹してゆくのではない。彼らは、事実から出発して、そこから犯罪と呼ばれる行為、犯罪と考えられる行為は何かを考えてゆこうとする。そして、この事実は、犯罪者の頭蓋骨や脳について観察データやその他の身体的な観察データと同義ではない。例えば、タルドの犯罪の定義では、「世論」が基礎とされ、世論によつて犯罪と判断されるものが犯罪であるとされる。こうした思考のパターンは、それぞれの学問領域を越えて共通している。

こうした実証主義的犯罪論の理論構造は、おそらくイタリア学派の中にも見いだすことができるであろう。ガロファロは「自然犯罪」という考え方で、現在、犯罪とされているものの中で、あらゆる時代、あらゆる場所で処罰すべきと考えられている行為があるかどうかを追及するが⁽²⁾、これもまた犯罪の本質論やあるいは普遍的な原理から普遍的な犯罪を導き出そうという試みではない。ガロファロは「法的基準によつて犯罪者とされる人間がすべて、自然主義的な犯罪者の叙述に対応しているわけではない。こういったことが、犯罪者研究の実践的価値を疑わしめることがある。また、自然主義者は犯罪者について語つているが、彼らは犯罪という言葉で何を理解しているかを教えてはくれないという事実が、また同じような疑問を生じさせる」として、犯罪の「社会学的」な定義を求めようとする⁽³⁾。ここでガロファロは「犯罪は常に有害な行為であるが、同時に人間集団の道徳感覚と呼ばれる意識に反するものである」と「意識」を定義の基礎に据える。タルドが、ある行為を犯罪というためには、単に道徳感覚を侵害するだけではなく、それが世論によつて犯罪だと判断されることが必要だと述べ、「世論」を犯罪の定義の基礎に据えたのに対し、ガロファロからは、「なぜ平均的道徳意識と公的世論を区別しなければならないのか」という批判が生じてくる。しかし、犯罪の定義づけの基礎として取り出してくる事実を、タルドは「世論」と言い、ガロファロは「意識」と言うが、ともに、こうした「事実」から犯罪を定義しようとする理論的構造は共通のものがあるということを、こうした批判は示しているのではないだろうか。

時代や地域により犯罪の定義が異なりうるならば、ある社会で犯罪者のデータとされるものも別の社会では通常人のデータになるということも生じてくる。社会によつて犯罪の定義が変化しうるならば、そもそも犯罪とは何かということが定義されないまま、犯罪者について語ることは論理的に不可能であるし、特定の社会との関連を持たない普遍的な犯罪者というものも考えることは困難となる。犯罪が社会によつて相対的に定義づけられるのに対応

して、犯罪者の性格や責任論も社会的なものとの関連で考えられることになる。生来性犯罪人の生物学的な特徴は、社会的な特徴として解釈される。犯罪者の人格も社会との関連の中で位置づけられ、責任も個人と社会とのいわば順応性との関わりで考えられる。さらに、この社会の境界も移動しうるものであり、社会の変容に伴って、責任と無責任の境界も移動する。こうした犯罪学的な思考の基盤となっているのは、やはり法や道徳についての実証主義的な、あるいは社会学的な捉え方である。タルドは独特的三段論法で義務の起源を考えることは本論でも触れたが、この三段論法の大前提たる目的に關して、例えば、偉大なるローマ偉大なるアテネや、祖国フランスのための復讐あるいは解放、神の栄光などなどといった共通の目的が、初めは、権力を持った人間など個人の意思で建てられ、その後、模倣による伝染によつて下々の者の脳髄に伝えられ、徐々に定言命法的な権威を持つようになつていくと述べる。社会との関連から定義されるのは犯罪だけではなく、そもそも道徳や法たるもの、あるいは権利・義務たるものも、社会から超越して存在するものではなく、特定の社会の内部で、その社会との関連でのみ存在するものなのである。

そして、こうした社会的觀点が基本となつて刑法学が構成されるとき、これをとりあえず社会法的刑法学と呼んでおくことには(7)すれば、社会法的刑法学の中で、社会的要素とはまったく無関係な形で生物学的要素を位置づけることは理論的に大きな困難をともなわざるを得ない。世紀末の犯罪学を考えるときには、生来性犯罪人学説が善かれ悪しかれ大きな光を放つており、犯罪者論に目を奪われがちであるが、世紀末の犯罪学の中から立ち現れてきた犯罪者という形姿は、決してそれ自体で独立して存在するものではなく、犯罪者から防衛されるべき社会との関連で存在するものであることを見落としてはならない。法が特定の社会との関連でのみ存在し、犯罪が特定の社会の中でのみ定義されるとすれば、犯罪者もまた特定の社会との関連を断ち切つた形では存在しない。イタリア学派にお

けるガロファロの「自然犯罪」の観念は犯罪の社会的な相対性と犯罪者の生物学的特質を結びつける一つの回路たりうることは本文でも触れた⁽⁸⁾。しかし、犯罪者というものを生物学的遺伝的特徴という社会とは無関係に決定される指標のみによって定義づけようとするならば、犯罪者と社会との関連は断ち切られてしまう。このような普遍的な犯罪概念、犯罪者概念は、むしろ古典派的な刑罰論の中では一定の場所を占めることができたかもしれないが、社会法的刑法学の中で構造化されるのは容易なことではない。犯罪者という新たな対象を刑法理論に取り込む大きなきっかけとなつた生来性犯罪人学説も、そのあまりにも強い生物学的決定論のために、社会法的刑法学の中にそこの場を見いだすことは難しかつたと言えるだろう。生来性犯罪者学説がその影響力を失つていったのは、その理論を実証できなかつたということよりもむしろ、社会法的刑法学の中に生来性犯罪人を論理的に矛盾無く位置づけることが困難であつたからではないだろうか。これに対し、生物学的要素を社会的要素から説明できる変質論は、生物学的要素を社会的要素へと変換する回路となり、ロンブローネの言う犯罪者の特徴を変質微候として解釈することで、生来性犯罪人学説に代わる説明を提供することができた。しかしながら、第二章で触れたルグランらの議論に表れているように、社会的な要素抜きに変質と犯罪との間に内在的な連関を見いだすことは困難であつた。

古典派的な刑法学が、法と犯罪と刑罰の三つを中心に構成されており、特殊犯罪者型の人間は想定されておらず、犯罪者もまた、ホモ・エコノミクスたる通常の人間と同じ理論的基盤の上で考察される。⁽⁹⁾これに対し、世紀末の犯罪学では、新たに特殊犯罪者型の人間という形姿があらわれ、実証主義的あるいは社会学的な新しい刑法理論は「犯罪者」と「社会」を一つの極に構成される。古典派的な自然法論が一定の契約、あるいは合意を社会の外に想定したのに対し、ここでは、法は特定の社会の内部でのみ存在するものとなり、刑法もこの社会との関連の中で犯罪

を定義し、犯罪者の性質を探り、その責任を見極めようとするのである。もつとも、こうした社会的観点をどこまで徹底しているかは論者によつて差はある。例えば犯罪者について論じる際、タルドが考えるような犯罪者的人格は徹底して社会的観点から論じられ、生物学的要因も社会的要因を基礎にして相対化されるが、マヌーヴリエの議論などは、これほど徹底して生物学的遺伝的因素が相対化されているとは言い難い面もある。しかし、ここで注目しておきたいことは、少なくとも基本的な理論的構造としては、人類学、医学、法学など、さまざまな分野の専門家が、共通して社会的なものを基盤にして全体の理論を組み立てようとしているということである。本稿では触れえなかつたが、例えばサレイユも「社会的犯罪研究」という副題を持ち、タルドが序文を寄せている『処罰の個別化』において、犯罪は「民衆の意識が社会的義務に関して作り上げている觀念に対する侵害」であり、「社会的メカニズムの帰結」であると同時に「正義の觀念に対する個別の侵害」であると捉え、刑法もまた社会研究の全体的な体系の中に位置づけられるものであり、さらに、その中での一つの特殊な問題である処罰の個別化の研究もこうした全体的な社会研究の体系の一部として捉えられるものであると考えられている。⁽¹⁾タルドにおいて徹底した形で示されているような「社会」を基盤とした社会法的刑法学の基本的な構造は、おそらくサレイユらこの時代の刑法理論の中に広く見いだせるものなのではないだろうか。そして、このような理論を前提とすれば、犯罪や犯罪者について論じるには、何よりもまず社会について論じなければならないということになる。タルドが、法律家であるとともに社会学者であり、法学の分野での主著とも言える『刑事哲学』と社会学者としての中心的な作品『模倣の法則』が同じ時期に出版されたのも決して偶然ではないのだろう。

一九世紀末フランスの犯罪学における「社会」（波多野）

- (1) 通べテ TARDE, G., "Problèmes de criminéité," *Archives d'anthropologie criminelle et de psychologie normale et pathologique*, t.13e année, 1898, pp.369-409.
- (2) GAROFALO, "Le délit naturel," op.cit., p.2.
- (3) GAROFALO, *Criminology*, op.cit., pp.3-4 ; Id., "Le délit naturel," op.cit., p.1.
- (4) GAROFALO, *Criminology*, op.cit., p.6 ; Id., "Le délit naturel," op.cit., p.3.
- (5) GAROFALO, *Criminology*, op.cit., p.51 ; Id., "Le délit naturel," op.cit., p.33.
- (6) TARDE, *La philosophie pénale*, op.cit., p.25.
- (7) Ewald, F., *L'Etat-providence*, Grasset, Paris, 1986, pp.577-600 を参照。他に、「社会法」について語る論文として、中山龍一「標準と正義」「人文学報」七六号、一九九五年、101-118頁；Jacques Donzelot, *L'invention du social : Essai sur le déclin des passions politiques*, Fayard, Paris, 1984 を挙げよう。「社会法」の観念について、あぬこは「社会法」とタルムドの刑法学との関連についての詳細な検討は今後の課題といはならないが、タルムドを中心とした刑事法においても、Ewald の言ふ社会法的な特質は基本的に当てはまつくるようと思われる。なお、世纪末の刑法学の変容と民法、特に不法行為法の変容との関連は、すでに 一九七八年のフーコーの小論、Michel FOUCAULT, "L'évolution de la notion d'<individu dangereux> dans la psychiatrie légale du XIXe siècle," Id., *Disc et écrits 1954-1988, III 1976-1979*, Gallimard, 1994, pp.459-460 で指摘されている。他に、民法と刑法との関連を論じる論文として HARRIS, *Murders and Madness*, op.cit., pp.105-120 (訳書、一一一・一二七頁) がある。
- (8) ペスキーノは、「犯罪は社会的原因を持つた現象である」と主張されるところ、犯罪者は反社会的自然であるところからか、かくして可能になるのだらうか。実際にはいのバラドックスを解くのはダーウィニズムである。同じ社会的組織体の中でも、進化

の異なるた段階の種が共存しうるのであり、」の意味で社会は異なるた自然の混合物である。社会進化の核心部分で、進化のプロセスそのもののせいで、アルカイックなものが残存し、進化の本体のベースについてゆけないまま取り残されてしまふ、その存在自体で全体の適切な機能を脅かしていける個人や集団を認める」ことができる(PASQUINO, "Criminology," op.cit, p.242)」と述べており、ロンブローヴの隔世遺伝論も相対的な犯罪概念と社会を超えた生物学的觀念をつなぐ役割を果たす可能性を持つてゐる。ゆへとも、」のような隔世遺伝論を認める論者はフランスでは例外的であるし、犯罪の社会的な相対性を前提とするかぎり、隔世遺伝によつて現れるやまざまな特質が反社会的であるとされるかどうかはやはり社会的に決定されるものとなり、生来性犯罪者の特質もやはり社会によつて変化することになる。」のような考え方があるが、植物や動物にまで犯罪に相当する現象を見いだそつとするロンブローヴの考え方と矛盾なく両立するかはわらに検討が必要であろう。

(9) cf. PASQUINO, "Criminology," op.cit., pp.237-238. あだ、一七九一年と一八一〇年刑法典にあらわれたホモ・エコノミクス的な人間像については、波多野敏、前掲「モノマニーと刑事責任(一)」1111 - 四五頁を参照。

(10) cf. PASQUINO, "Criminology," op.cit., p.238.

(11) R.SALEILLES, *L'individualisation de la peine : Etude de criminalité sociale*, Paris, 1898, pp.7-8.